2023年(令和5年)9月25日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市情報公開審査会 会 長 金井 恵里可

行政文書公開請求の公開一部承諾決定に関する審査請求について(答申)

2023年(令和5年)5月23日付けで諮問された、

「下記について、公開請求する。

- 1、村岡地区単独施行の土地区画整理事業での地権者に対するメリット・デメリットが検証出来る一切の文書
- 2、村岡地区・深沢地区一体施行の土地区画整理事業での地権者に対する、メリット・デメリットが検証が出来る一切の文書」

の行政文書公開請求に対する、公開一部承諾決定の件について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

「下記について、公開請求する。

- 1、村岡地区単独施行の土地区画整理事業での地権者に対するメリット・デメリットが検証出来る一切の文書
- 2、村岡地区・深沢地区一体施行の土地区画整理事業での地権者に対する、メリット・デメリットが検証が出来る一切の文書」

の行政文書公開請求に対し、藤沢市長(以下「実施機関」という。)が2022 年(令和4年)11月15日付けで行った行政文書公開一部承諾決定処分は、 妥当である。

## 2 事実

(1) 審査請求人は、2022年(令和4年)11月2日付けで、実施機関に対し、藤沢市情報公開条例(平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。)第10条の規定により、

「下記について、公開請求する。

- 1、村岡地区単独施行の土地区画整理事業での地権者に対するメリット・デメリットが検証出来る一切の文書
- 2、村岡地区・深沢地区一体施行の土地区画整理事業での地権者に対する、メリット・デメリットが検証が出来る一切の文書」
- の行政文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。
- (2) 実施機関は、審査請求人に対し同月15日付けで、行政文書公開一部承諾 決定処分(以下「本件処分」という。)を行い、行政文書公開一部承諾決定通 知書に次のとおり理由を付して審査請求人に通知した。

〈公開することができない部分〉

宅地の面積、保留地の面積、整理前単価の値、整理後単価の値、増進率、 保留地処分単価、保留地減歩率、合算減歩率、R/Rmaxの割合。

〈公開することができない理由〉

当該箇所については、土地区画整理事業の予定地権者と調整のうえ今後具体化される情報であるため、公開することで、不確実な情報を発信することとなり、当事者の権利を不当に害する可能性があるとともに、実施機関の事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。

また、他の地方公共団体とも土地区画整理事業の一体施行の事業計画の策定について協議を継続している情報と密接な関連があり、公開することで意思決定の中立性が損なわれるおそれがある。

このことから、藤沢市情報公開条例第6条第3号及び第4号に該当するとしたもの。

- (3) 審査請求人は、2023年(令和5年)年1月6日付けで、実施機関に対し、本件処分を取り消すよう求める審査請求を行った。
- (4) 実施機関は、同年5月23日付けで、藤沢市情報公開審査会(以下「審査会」という。)に対し、条例第18条第1項の規定により、本件審査請求について諮問した。
- 3 審査請求人の主張要旨
- (1) 本件審査請求の趣旨 本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すよう求めるものである。
- (2) 本件審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書及び反論書によると、本件審査請求 の理由は、次のとおりである。

ア 平成29年度、村岡・深沢地区まちづくり実現化方策検討調査業務を平成

29年6月30日に昭和(株)と委託契約し、昭和(株)が調査したものである。公開した(ウ)事業フレームの作成は、地権者に対するメリット・デメリットを調査したものではない。一体施行の土地区画整理事業の事業化の実現性を検証したものであり、行政側のメリット・デメリットである。

- イ 一体施行に伴う、メリット、デメリットの村岡地区、深沢地区の記載内 容について、地権者に関する内容は一切記載がない。
- ウ 土地区画整理事業を村岡地区・深沢地区の一体施行に変更したことについて、地権者に関するメリット・デメリットを検討していないのであれば、公開は不存在決定処分。
- エ 前回令和4年1月17日付けの行政文書公開請求と、今回同年11月2日 付けの行政文書公開請求での文書特定の範囲が同じであれば不存在決定処分 と認識していた。
- オ 黒塗りで非公開にした部分は、個人に係る情報でなく、全体に係る情報であり藤沢市情報公開条例からも公開すべきである。
- カ 令和4年11月15日付け行政文書公開一部承諾決定処分の(ウ)事業フレームの作成は、昭和(株)から納入されたものではなく、修正されたものである。

#### 4 実施機関の主張要旨

実施機関が作成した弁明書によると、実施機関の主張は、次のとおりである。

#### (1) 本件処分を行った理由

請求の対象となった2018年5月10日村岡地区・深沢地区に係る3県市打合せ議事要旨及びその会議に用いられた資料において、公開することができないとした部分については、公開することで、当事者の権利を不当に害する可能性があるとともに、実施機関の事業の適正な執行に支障を及ぼしたり、意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることから、条例第6条第3号及び第4号に該当するため非公開とし、本件処分を行ったものです。

実施機関といたしましては、土地区画整理事業の認可が、令和5年度以降 に予定されており、手続きに当事者の土地の権利などの情報が含まれるため、 過去に検討した数字を開示することで適正な事務執行を阻害することを懸念 しての対応となります。

事業認可が完了した際には、公開することが可能となると認識しております。

## (2) 審査請求の理由に対する弁明

審査請求の理由の「平成29年度 村岡・深沢地区まちづくり実現化方策 検討調査業務を平成29年6月30日に昭和(株)と委託契約し、昭和(株) が調査したものである。公開した(ウ)事業フレームの作成は、地権者に対 するメリット・デメリットを調査したものではない。」及び「一体施行の土 地区画整理事業の事業化の実現性を検証したものであり、事業化の実現性を 検証は、地権者にとってのメリット・デメリットを検証したものではありま せん。(ウ) 事業フレームの作成は、行政側のメリット・デメリットである。」 という主張については、村岡地区単独施行と村岡地区・深沢地区一体施行の 事業フレームの比較によるメリット・デメリットは、地権者にとってのメリ ット・デメリットでもあり、例えば減歩率等については、メリット・デメリ ットとして特筆すべきものが無いことが示されている等、審査請求人の請求 内容を満足していると考えています。また、一体施行に伴う、メリット、デ メリットの村岡地区、深沢地区の記載内容について、地権者に関する内容は 一切記載がない、という主張については、当該記載内容に「×施行方法を変 更するため、改めて地元との合意形成が必要となる。」とあり、地権者によ るメリット、デメリットを記載しているものと認識しております。

「土地区画整理事業を村岡地区・深沢地区を一体施行に変更したのは、地権者に対するメリット・デメリットを検討していないのであれば、公開は不存在処分」及び「前回の請求と今回の請求での文書特定の範囲が同一であれば不存在決定処分と認識していた。」という主張については、上述のとおり、村岡地区単独施行及び村岡地区・深沢地区一体施行の事業フレーム並びに一体施行によるメリット・デメリットは、土地区画整理事業の事業性を評価したものであり、事業性の評価は地権者にとってのメリット・デメリットでもあることから、書類は不存在ではなく、存在しているという認識であり、一部承諾決定処分としたものです。

よって、審査請求人の「審査請求人に係る処分を取り消す、との採決を求める」という主張は正当ではないと認識しております。

### 5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び実施機関の主張等に基づき審議した結果、次のように判断した。

# (1) 本件請求について

本件請求は、

「下記について、公開請求する。

- 1、村岡地区単独施行の土地区画整理事業での地権者に対するメリット・デメリットが検証出来る一切の文書
- 2、村岡地区・深沢地区一体施行の土地区画整理事業での地権者に対する、メリット・デメリットが検証が出来る一切の文書」

に係る行政文書の公開を求めるというものである。

- (2) 本件処分について
  - 実施機関は、2事実(2)に記載の理由から、本件処分を行った。
- (3) 本件審査請求について 本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すよう求めるというものである。
- (4) 本件対象文書について

本件請求の対象文書として特定されたのは、「村岡・深沢地区一体施行のメ リット・デメリット」と題された表(以下メリット・デメリット表という。) である。

- (5) 本件対象文書の非公開部分について
  - ア 本件処分において、実施機関が非公開とした部分は、メリット・デメリット表において「施行後宅地」「施行後保留地」「施行前単価」「施行後単価」「単価等増進率」「保留地処分単価」「保留地減歩率」「合算減歩率(JR軌道敷を除く)」「R/Rmax(JR軌道敷を除く)」の項目で示された数値である。この表には、以上9つの項目それぞれについて、単独施行の場合の「村岡地区」と「深沢地区」、また一体施行の場合の「全体」、計3か所の記載欄が認められる。

また、「合算減歩率」と「R/Rmax」の項目における「村岡地区」の欄と「全体」の欄に限っては、主たる数値の他に、項目名にあるとおり JR軌道敷を除く数値も括弧書きで記載されているため、この4か所には、数値が2段書きで記載されているものである。

- イ 「施行後宅地」と「施行後保留地」の項目では、単位を平方メートルとして、その面積を表す数値が記載されている。
- ウ 「施行前単価」、「施行後単価」及び「保留地処分単価」の項目では、単位を円として、平方メートル当たりの価格を表す数値が記載され、「単価等増進率」の項目では、単位を%として、その割合を100分率で表す数値が記載されている。
- エ 「保留地減歩率」、「合算減歩率(JR軌道敷を除く)」及び「R/Rmax (JR軌道敷を除く)」の項目では、単位を%として、その割合を100分率で表す数値が記載されている。

- (6) 条例第6条第3号及び第4号の該当性について
  - ア (5) に記載の部分が条例第6条第3号及び第4号に該当する具体的な根拠として、実施機関は行政文書公開一部承諾決定通知書において、次のとおり明示している。第3号の審議等に関する情報の適用根拠は、「一体施行の事業計画の策定について協議を継続している情報と密接な関連があり、公開することで意思決定の中立性が損なわれるおそれがある」ため。第4号の事務等に関する情報の適用根拠は、「土地区画整理事業の予定地権者と調整のうえ今後具体化される情報であるため、公開することで、不確実な情報を発信することとなり、当事者の権利を不当に害する可能性があるとともに、実施機関の事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある」ため。
  - イ (5)に記載された情報は、一般的な土地区画整理事業におけるそれを見ても、今後の地権者との調整に影響を与えかねず、事業の進捗状況の把握、または事業の存続可否そのものに直結するものである。土地区画整理事業が完全に終了した後など、公開可能となる段階があるものの、少なくとも、土地区画整理事業が始まっていない言わば試算の段階での数値は、未確定な状態で公開されるべき情報ではない。
  - ウ 本件対象文書に記載された情報について言えば、当該地域のまちづくり事業の社会的な関心の高さも考慮すると、公開することで地権者に過度な期待や不安を与えるおそれがある。また、業としてこの事業に関心を持つ者に不確実な情報を与えることで、今後具現化されていくであろう事業への誤解や不要な混乱を招くおそれがあるため、今後の事務事業の遂行に支障を来たす可能性も否定できない。

よって条例第6条第4号に該当するものと認められる。

エ さらに、一体施行の事業計画策定にあたり、市境をまたぐ当該地域のまちづくり事業について、現在も関係県市と協議を継続していることから、他の地方公共団体の機関との審議に関する情報として、条例第6条第3号にも該当するものと認められる。

以上のことからすると、実施機関が(5)に示した部分を条例第6条第3 号及び第4号に該当するとして行った本件処分に、不合理な点はない。

- (7) 対象文書の特定について
  - ア 審査請求人は、自身が求めた文書が公開されていないため、本件処分は不 当であること、また公開された文書は、有意性に関し検証ができる文書では ない旨を主張している。本件審査請求が、黒塗りされた部分に対して不服を 申し立てるものなのか、または対象文書以外にも特定されるべき文書が存在

する旨を訴えるものなのか、あるいはその両方なのか、審査請求人から提出 された資料からは、その趣旨が必ずしも明確ではないが、当審査会では、審 査請求人が「一切の文書」を請求することから、対象文書の特定に不足がな かったか、調査を行った。

イ 実施機関によると、メリット・デメリット表の非公開情報の現在の数値は、 独立行政法人都市再生機構が2023年5月に公表している。

当審査会で本件対象文書であるメリット・デメリット表を見分したところ、メリット・デメリット表の数字で記載された箇所及び「一体施行化に伴う○メリット・×デメリット」に、地権者に対するメリット・デメリットが複数含まれていることを確認した。

また、本件処分により開示されたメリット・デメリット表は、昭和(株)から納入された「平成29年度村岡・深沢地区まちづくり実現化方策検討調査業務委託委託成果品」の一部である「(ウ)事業フレームの作成」と表題された表であることを確認した。

ウ 審査会事務局をして探索させたところ、上記イにおいて見聞したメリット・デメリット表のほかに、審査請求人が求める「村岡地区と深沢地区を単独施行及び一体施行の地権者に対するメリット・デメリットが検証できる」 文書を発見することはできなかった。

以上のことからすると、実施機関が本件処分において、行政文書公開一部 承諾決定処分決定を行ったことは、妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以上

# 別 紙

# 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2022.11. 2	行政文書公開請求受付
11. 15	行政文書公開一部承諾決定処分
2023. 1. 6	行政文書公開一部承諾決定処分に対する審査請求書受理
1.30	実施機関から審査庁へ審査請求書に関する確認事項につい て回答の提出
2. 13	審査請求人から審査庁へ審査請求書に関する確認事項について、実施機関の回答に対し、反論書の提出
3. 23	実施機関から審査庁へ弁明書の提出
4. 3	審査請求人から審査庁へ反論書の提出
5. 23	審査庁から審査会へ諮問書の提出
6. 2	審査請求人から審査会へ意見書及び口頭意見陳述に係る意 向確認書の提出
7. 13	実施機関に対する聞き取り調査 審議
8. 28	審議
9. 25	答申

# 第19期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期:2022年2月1日~2024年1月31日)

氏 名	役 職 名 等
◎ 金井 恵里可	文教大学国際学部教授
○ 河合 秀樹	弁護士
田中 美和	玉川大学経営学部国際経営学科准教授
中嶌 慶子	弁護士
飛彈野 理	弁護士

◎会長 ○職務代理者